

座間市監査委員公表第5号

令和8年9月3日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づく住民監査請求（座間市職員措置請求）について、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年10月13日

座間市監査委員 島 田 陽 一

同 松 橋 淳 郎

令和8年10月13日

請求人 (略)

座間市監査委員 島 田 陽 一

同 松 橋 淳 郎

住民監査請求（座間市職員措置請求）について（通知）

令和8年9月3日に提出された住民監査請求（座間市職員措置請求）（以下「本件請求」という。）について、合議により次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

2 請求書の提出日

令和8年9月3日

3 請求の要旨

本件請求における請求人の主張は次のとおりである（以下、原文のまま掲載）。

座間市教育委員会は、座間市立各小中学校の行政財産（敷地約500平米）について、教職員から常時駐車料金（使用料）を徴収し、これを一般会計の歳入として一般財源化（市の収入に）している。

座間市長および市長部局（財務・財産管理部門）は、「教育委員会の管轄であり自らは関知しない」という無責任な態度に終始している。しかし、地方自治法および税法上、一般会計の歳入の最終責任および市有財産の総括管理権限は、すべて「座間市長」に帰属している。

市長部局が、国庫補助金を受け税金が免除されている教育施設において、以下に示す「公金（歳入）として取り扱ってはならない不当な金銭」を組織的に徴収する違法な収益事業（駐車場業）を放置し、是正命令（利用の差止め）を出さないことは、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）の義務を著しく怠る「財務・財産管理上の不作為の違法」である。

第2 判断及び理由

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条第5項に基づく監査は実施しないことに決定した。

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項に基づく住民監査請求とは、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

2 教育財産の管理に係る権限について

公有財産である教育財産は、法第238条第3項及び第4項により、普通地方公共団体に於いて公用又は公共用に供し、又は供することと決定した行政財産とそれ以外の普通財産に分類され、行政財産のうち、教育財産の管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第21条第2号及び第28条第1項により、教育委員会が行うことと規定されている。

3 教育財産における行政財産目的外使用の許可について

行政財産の使用許可は、法第238条の4第7項で、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされている。座間市において、教育財産における行政財産目的外使用を許可するか否かは、座間市市有財産規則（昭和60年座間市規則第47号）第22条により、教育委員会が決定することとなっている。

4 住民監査請求の要件の該当性

本件請求の主訴は、請求人に確認したところ、座間市長および市長部局（財務・財産管理部門）は、「教育委員会の管轄であり自らは関知しない」という無責任な態度に終始している。しかし、地方自治法および税法上、一般会計の歳入の最終責任および市有財産の総括管理権限は、すべて「座間市長」に帰属している（原文のまま掲載）ことである。

教育財産は、地教行法第21条第2号及び第28条第1項において、教育委員会が管理するものと規定されており、教育委員会がその権限に基づき、具体的な管理を行っているものであり、座間市長が直接にその管理を行っているわけではない。本件においては、教育委員会の管理上の適否が問題となっているのである。座間市長に責任を問うことは相当ではない。

また、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないとされている（福岡地方裁判所平成5年8月5日判決を参照。なお、同判決は、上告審（最高裁判所平成6年9月8日判決）においても判断が維持されている。）。本件請求の歳入に係る行為は、法第242条第1項に規定する公金の賦課又は徴収を怠る事実にあらず、地方公共団体である座間市に損害をもたらすような行為には該当しないので、住民監査請求の対象とはならない。

5 判 断

請求人が主張する当該行為は、法第242条第1項に規定する公金の賦課又は公金の徴収を怠る事実とはならず、また、座間市が当該行為により損害を被っていない。

よって、同項に規定する住民監査請求の要件に該当しないため、監査の対象事項に当たらない。

以 上